

令和 8 年度
瀬戸内市民病院看護師等修学資金修学生募集要領

この制度は、看護師等を養成する学校又は養成所に在学し、卒業後に瀬戸内市民病院に看護師等として勤務しようとする方に、修学資金を貸与することにより、看護師等の確保・看護体制等の充実を図ることを目的とします。

この修学資金は原則として返還する必要がありますが、看護師等の免許を取得後、当院に看護師等として採用され、貸与期間に相当する期間を勤務することで、修学資金の返還が免除されます。

修学資金の貸与を希望される方は、貸付であって免除事由に該当しなければ返還する必要があることを理解していただいたうえで申請してください。

1. 応募の資格

看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは臨床工学技士を養成する学校又は養成所に在籍する学生で、卒業後に当院に勤務する意思を有する方です。

ただし、卒業後に看護師等として特定の病院に勤務することで返還免除となる修学資金制度とは併用できません。

2. 募集人員 5名

3. 貸与金額 月額 50,000 円（一律）

4. 貸与期間 貸与決定した月から卒業する月まで

5. 貸与の時期 毎月月末までに指定の口座に振り込みます。

（※初回は準備出来次第の振込）

6. 募集期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 4 月 17 日（金）

7. 応募方法 次の提出書類を郵送又は持参してください。（期限までに必着）

○郵送の場合：期限までに必着のこと

○持参の場合：受付時間 8：30～17：15

（ただし、土・日曜日、祝日を除く）

① 看護師等修学資金貸与申請書（様式第 1 号）

② 誓約書（様式第 2 号）

③ 履歴書

④ 貸与対象施設に在学する証明書又は合格通知書（写）

- ⑤ 最終卒業学校の成績証明書（現に貸与対象施設に1年以上在学している者にとっては、前学年の成績証明書）
 - ⑥ 本人及び連帯保証人（2人）の住民票の写し
 - ⑦ 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得証明書
 - ⑧ 振込口座依頼書（様式第3号）
- ※提出書類の様式はホームページからダウンロードできます。

8. 貸与決定方法

書類審査及び面接審査（面接審査の日時場所等は別途通知します）

9. 留意事項

- ① 貸与を受けるには、2名の連帯保証人が必要になります。連帯保証人は、独立して生計を営む成年者で、かつ、修学資金等の返還の責を負うことができる程度の資力を有するものでなければなりません。
- ② 修学資金の返還
次の返還事由が生じたときは、返還しなければなりません。
 - 1) 修学資金の貸与を受け取することを辞退したとき
 - 2) 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき
 - 3) 貸与対象施設を卒業したとき
- ③ 返還方法
 - 1) 月賦均等払い（貸与を受けた期間を限度とする）
 - 2) 一括払い
- ④ 返還利息
無利息
- ⑤ 延滞利息
瀬戸内市分担金その他収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例第5条の規定を準用します。
- ⑥ 修学資金の返還猶予
次の返還猶予事由が生じたときは、返還を猶予します。
 - 1) 貸与対象施設に在学しているとき
 - 2) 看護師等として当院に勤務する者であるとき
 - 3) 災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると管理者が認めるとき
- ⑦ 修学資金の返還免除
貸与対象施設を卒業後、看護師等として当院に採用され、勤務期間が就学資金の貸与期間に達した場合は、返還が全額免除されます。
なお、勤務期間が貸与期間に満たない場合は、勤務の月数に5万円

を乗じた額が免除されます。

- ⑧ 当院の職員採用に当たっては、一般公募試験が実施されます。したがって、当該修学資金の貸与により、就職が確約されるものではありません。また、職種によっては、採用募集をしない場合もありますので、ご承知おきください。
- ⑨ 『瀬戸内市立瀬戸内市民病院看護師等修学資金貸与条例』及び『瀬戸内市立瀬戸内市民病院看護師等修学資金貸与条例施行規程』をよく読み、本制度の内容を十分確認してください。

※条例及び規程はホームページからダウンロードできます。

※申請書等は遺漏のないよう正確に記載してください。

※申請書及び提出書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。

※応募に際し提出された個人情報、この選考以外に使用しません。

【問合せ・申請書提出】

〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄 845-1

瀬戸内市民病院 事務局

TEL 0869-22-1234